



景観形成重点地区の皆さまへ

建築物・工作物の修景工事への補助金

～ より良い景観づくりを応援します！ ～



New!

平成30年3月1日から**石積み構造物**（石垣、石塀など）の**修繕**が補助金の対象となりました！

▶ 補助額・対象工事

	補助金額・限度額	対象となる修景 ^{※1} 工事
建築物 建築物の敷地内の外構 （車庫や門・塀 ^{※2} など） は建築物の一部です。	工事費の 50% （上限 30万円 ）	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 外壁・屋根などの外観改修 <input type="checkbox"/> 外構（垣・車庫など）の新設・改修・撤去 <input type="checkbox"/> 移転 ^{※3} <input type="checkbox"/> 撤去
工作物 擁壁、鉄柱、屋外広告物、高架水槽、石積みの門・塀など	工事費の 50% （上限 50万円 ）	<input type="checkbox"/> 新設（石積み擁壁のみ） <input type="checkbox"/> 改修 <input type="checkbox"/> 外構（塀・垣など）の新設・改修・撤去 <input type="checkbox"/> 移転 ^{※3} <input type="checkbox"/> 撤去 <input type="checkbox"/> 修繕（石積み構造物のみ）

※1 修景：建物や工作物を周辺の景観に調和させる行為のこと

※2 「石積み」の門・塀は工作物になります。

※3 用地取得経費は対象外です。



▶ 工事の要件

☞ 景観形成基準に適合していない既存の建築物

- ・景観形成基準に適合させること。

☞ 景観形成基準に適合している既存の建築物、新築の建築物、新設の石積み擁壁

- ・景観形成基準よりも地区の景観特性に配慮した「修景基準」に適合させること。

▶ 申請にあたっての注意事項

- ・補助申請は**工事の契約や着手の前**に行う必要があります（交付決定まで約1か月必要です）。
- ・補助の対象となる物件や工事内容については、景観上の条件がありますので、必ず**申請する前**にご相談ください。
- ・申請する**年度内に事業が完了**するようにしてください。
- ・この補助金は、ひとつの建築物（外構も含む）につき**1回限り**受けることができます。